憲法　令８－３　肢ア

第１．肢の結論

正しい

第２．租税法の分野における所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別は１４条に反するか

１．問題の所在

租税法の定立において，所得の性質の違い等を理由とする取扱いの区別がされている。

この内容は，１４条に違反するか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

立法目的が正当なものであり，かつ，当該立法に具体的に採用された区別の態様が，その目的との関連で著しく不合理でない限り，憲法１４条１項に違反しない。したがって，肢は正しい。

（２）理由

ア．租税法律主義，法の下の関係

憲法８４条は，租税法律主義を定めており，立法裁量を認めているが，１４条は，立法者も拘束する原理である。適用の平等を保障しても，内容の平等が保障されなければ，結果的に，憲法の目的が達成されないからである。

イ．後段列挙事由，平等の意義

（ア）後段列挙

所得の性質による平等は，後段列挙事由に含まれていないので，１４条の問題となるかという疑問があるが対象となる。明文がないことを理由に対象外とすると憲法の目的が達成されない。明文規定があるのは，歴史的な経緯から，重要なものを例示的に列挙したにすぎないからである。

（イ）平等

平等は，絶対的平等ではなく，合理的な区別を許容する相対的平等を指す。なぜなら，事実上の違いを考慮せず，絶対的に平等を求めることはかえって不合理といえるからである。

したがって，合理的な区別を超えたもの，著しく不合理な区別の場合に１４条１項の「平等」違反となる。

ウ．何をもって，著しく不合理とするか（審査密度）

本件の場合，立法目的が正当であり，かつ具体的に採用された区別の態様がその目的との関連で，著しく不合理であることが明らかであるときに限り，著しく不合理な区別として違憲となる。

理由は以下の通りである。

租税法の分野は，８４条にある通り，専門性から立法府の政策的，技術的な判断に委ねるほかないものである。したがって，立法の裁量をできる限り尊重する必要がある。ましては，所得の性質の違いというのも，後段列挙事由のような努力で変えられないものとは異なると考える。

したがって，立法府の判断を尊重すべきと解するからである。

その結果，２（１）に示した通りの結論となる。

以上